

## 学校において予防すべき感染症の種類

対象疾病		出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)	
	痘瘡	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	南米出血熱	
第2種	鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1、H7N9を除く)	
	百日咳	
	麻疹	
	流行性耳下腺炎	
	風疹	
	水痘	
	咽頭結膜熱	
第3種	結核	解熱した後3日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌群感染症	
その他の感染症	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	
<u>※中学は下記も出席停止です</u>		
感染性胃腸炎 溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症 伝染性紅斑 手足口病 ウイルス性肝炎 伝染性単核症(EBウイルス)		

- \* 学校感染症が発生した場合は、その流行を防ぐために出席停止の処置をとる。
- \* 出席停止の処置をとる学校感染症は、原則として上記の第1・2・3種の指定された対象疾病とする。
- \* 医師により感染のおそれがないと認められて登校した後、診断を受けた医師に「学校感染症診断通知書」の記入を依頼し、担任へ提出する。
- \* 学校感染症の発生状況を把握するために「学校感染症診断通知書」は保健室で保管する。